

五月十八日の市議会臨時会について既報の通りあります。その後豊川村を廃しその区域を小田原市に編入することを知事に申請するため、五月三十一日に再び市議会臨時会が招集され前十一時四十五分開会、会期を一日と定め市議案第45号「村の廃止編入について」を一括上程し、市長より要旨次のように提案理由の説明があつて原案の通り可決しました。

(一) 人口の著しい増加に伴う商店街の膨張、会社工場の建設、住居地域を設定、地域の重要性に鑑み、土地改良事業を推進、農林道を整備し、農業指導の実績を期して農業を高度化すると共に建設中の県営小田原漁港

(二) 都市の発展上産業振興のため、財産処分に関する協議は先に合併した桜井、下部を豊川に存置し他を本部に帰属せしめようとして緊急に議決の必要がありましたが、これに先りますので、こゝに提案した次のとおりです。

(三) 人口の著しい増加に伴う商店街の膨張、会社工場の建設、住居地域を設定、地域の重要性に鑑み、土地改良事業を推進、農林道を整備し、農業指導の実績を期して農業を高度化すると共に建設中の県営小田原漁港

(四) 小田原市は県西に於ける文教の中心をなし、足柄上下両郡より子弟の進学するもの多く現状にあるので、小中学校の整備、農業指導の完備、農業を奨励するための施設を充実させます。

(五) 小田原市は県西に於ける文教の中心をなし、足柄上下両郡より子弟の進学するもの多く現状にあるので、小中学校の整備、農業指導の完備、農業を奨励するための施設を充実させます。

(六) 小田原市は県西に於ける文教の中心をなし、足柄上下両郡より子弟の進学するもの多く現状にあるので、小中学校の整備、農業指導の完備、農業を奨励するための施設を充実させます。

新町村合併の基本方針

次いで、議長、副議長の辞職許可並びに同後任者の選員選任の各件を逐次日程に拝見、市議会選出の教育委員追加し、各選舉については

市議案第45号

足柄下郡豊川村を廃し、その区域を昭和二十九年七月十五日をもつて、小田原市に編入することを申請するものとする。

昭和二十九年五月三十一日提出

小田原市長 鈴木十郎

足柄下郡豊川村を廃し、その区域を小田原市に編入した場合、これに伴う財産処分は、別紙財産(署)を除き、これを編入当時の現在によりすべて小田原市と豊川村、上府中村及び酒匂町との三か町村合併につきましては、所定の手続を了したところあります。

小田原市との合併に異議のない旨を県知事に答申し、所定の手續を了したところあります。

小田原市と豊川村との合併を期待したのあります。豊川村は早急合併を希望し、酒匂町は到底困難であるとの意見を表明せられたので、これが円満なる解決を図るために県当局とも協議して緊急に議決の必要がありましたが、これに先りますので、こゝに提案した次のとおりです。

（財産処分に関する協議）

